

令和2年11月より健康保険組合への電子申請の運用が開始されました

令和2年11月2日から電子申請システムの運用が開始されることになりましたが、電子申請が可能になるのは、マイナポータルへの申請APIに対応している人事・給与システムからの申請のみとなっております。

また、健康保険組合連合会の電子申請等に関する近況報告によると、コロナ禍の影響等により、システム改修が間に合わないとするシステム事業者が多く、事業所における電子申請の環境整備が遅れているとの報告がありました。

このような状況から、当分の間、義務化されております賞与支払届等の3届出については、人事・給与システム会社に確認の上、システムの改修が間に合っていない場合、従来通りの電子媒体CD等での提出を引き続き受け付けいたします。

今後、人事・給与システム等の環境が整いましたら、電子申請を開始していただきますようお願いいたします。

なお、現在、紙での届け出の事業所におかれましては、今後電子データでの提出をご検討いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 電子申請が義務となる事業所

特定法人（資本金等の額が1億円を超える法人等）

（※ 義務の対象となっていない事業所においても、電子申請をご利用いただけます。）

2. 電子申請できる届出

① 報酬月額算定基礎届 ② 報酬月額変更届 ③ 賞与支払届

当組合では、上記3届出（特定法人の義務化届出）について電子申請での届出が可能となります。

なお、その他の届出については、導入が可能となった段階で随時お知らせいたします。

3. 電子申請の事前準備及び必要な環境

（1）給与・人事システムの確認

マイナポータルを利用して申請を行う場合、マイナポータルと連携する給与・人事システムが必要となります。

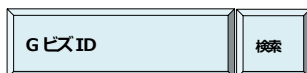
* ご利用の給与・人事システムがマイナポータルに対応しているかどうか、システムベンダーにお問い合わせください。

* 日本年金機構の届書作成プログラムから直接、マイナポータルに申請することはできません。

（2）gBizIDの取得

電子申請には、「G Biz ID」の取得が必要です。1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。

※ 「G Biz ID」の詳細については、以下のホームページをご覧ください。



経済産業省 G Biz ID取得

(URL : <https://gbiz-id.go.jp>)



「G Biz ID」の取得方法のご案内

① 「G Biz ID」のホームページから「gBiz ID プライム作成」のボタンをクリックして、申請書を作成・ダウンロード

② 必要事項を入力して、作成した申請書と印鑑証明書を「G Biz ID 運用センター」に送付

③ 申請が承認されると、メールが送られてきます。



(審査に2週間程度要します。)

④メールに記載された URL をクリックして、パスワードを設定したら手続き完了！

「gBizID」には2種類のアカウントがあり、電子申請の手続きではどちらも使用可能です。

gBizプライム
(BizAccountVerify-rep)

法人、個人事業主のアカウント

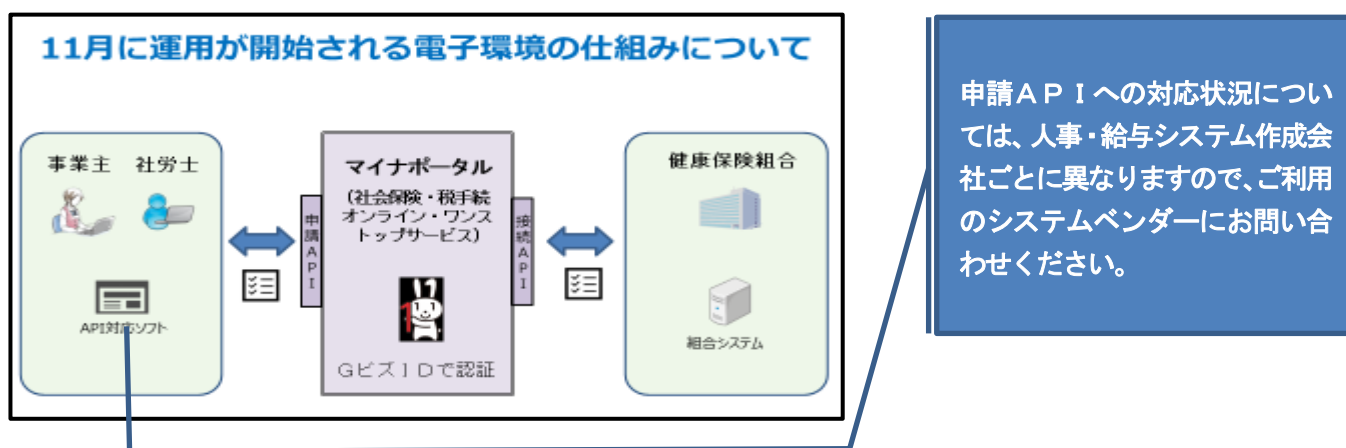
gBizメンバー
(BizAccountVerify)

各適用事業所の代理人（総務部長等）、1 法人で複数の適用事業所がある場合の各適用事業所の事業主（支店長等）のアカウント

※gBiz メンバー I D は、gBiz プライムのアカウントから作成する I D です。

※gBiz メンバーのアカウントで電子申請する場合、「事業所関係変更届」による事業主代理人の申請が必要です。

4. マイナポータルを利用した健保組合への電子申請について



(1) 電子申請の流れ

- ① 事業主や社労士は、事業所が利用している「申請 API と連携する人事・給与システム」から「G ビズ I D」で利用者認証を得て、マイナポータルに連携し申請を行います。
- ② 健康保険組合は、事業主等からマイナポータルに送信された申請データを、オンライン請求ネットワークを通じて入手し処理・決定します。
- ③ 健康保険組合は、決定通知データ等を、マイナポータルを通じ事業所等へ送信します。
なお、被保険者証につきましては、従来通り郵送での対応となります。
※当面の間、決定通知等については、運用環境が整っていないため従来通り、紙による決定通知等を事業所宛郵送いたします。今後環境が整いましたら、マイナポータルを通じ手続きを取らせていただきます。
- ④ 事業所等は、決定通知データ等を確認します。

(2) 申請方法について

- ① 人事給与システムから直接申請データを作成し、API 連携によりマイナポータルに送信。あるいは、人事給与システムに日本年金機構の届書作成プログラム（届出用電子データ K P F D 様式 (csv データ)）を添付し申請します。
なお、一手続の容量については、30MB が上限となります。

5. [健康保険組合に対する電子申請のご案内](#) (PDF)

健康保険組合連合会より標記資料が提供されましたので、お知らせいたします。

6. 参 考

[特定法人に係る電子申請の義務化 Q&A](#)

[電子申請に係る Q&A](#)

[事業主照会 Q&A](#)